

令和9年度入会

練馬区立学童クラブ 練馬区立ねりっこ学童クラブ 案内

目次

1	受付期間	P.2
2	学童クラブの概要	P.3
3	入会申請の方法	P.4
4	学童クラブに入会申請ができる児童	P.7
5	心身に障害を有する児童の入会申請について	P.10
6	日常的な医療行為を要する児童の入会申請について	P.12
7	入会審査	P.13
8	入会承認となった場合	P.16
9	入会待機となった場合	P.17
10	ねりっこプラスについて	P.19
11	「月12日および高学年（4～6年生）」の入会申請について	P.20
12	練馬区立学童クラブ一覧	P.22
13	練馬区立ねりっこ学童クラブ一覧	P.23
14	入会申請時に必要な各種書類について	P.24

令和9年度学童クラブ
入会申請について



申請書類
ダウンロード



お問い合わせ

練馬区 子育て支援課 学童入会係

： 03-5984-1519
： 03-5984-1335
： 平日 8時30分～17時15分



©2011 練馬区ねり丸

1 受付期間

学童クラブは年度ごとに申請が必要です。

令和9年4月1日から学童クラブの入会を希望する方（育児休業取得中で4月30日までに復職する方を含む）は、以下の一次～三次申請期間および3月17日（水）までの先着順受付期間に申請してください。先着順受付期間を除き、それぞれの受付期間内における申請順が入会優先順位に影響することはありません。

4月30日までに復職しない「育児休業」による申請は、3月18日（木）以降の受付となります。

一次申請期間	令和8年10月19日（月）～令和8年11月13日（金）
申請先変更受付 ※	令和9年1月28日（木）～令和9年2月5日（金）

- **対象** : ① 低学年児童（1～3年生）
② 心身に障害を有する児童・日常的な医療行為を要する児童（1～6年生）
※ 申請先変更受付の対象は、一次申請期間に申請し入会待機となった方、入会決定した方で入学予定校の変更等の事情がある方に限ります。手続きの詳細は、一次申請結果通知に同封してお知らせします。
- **結果通知**：令和9年1月27日（水）発送予定
※ 郵便事情等により、お手元に届くまで数日かかる場合があります。

二次申請期間	
（障害児受付）※	令和9年1月12日（火）～令和9年2月5日（金）
（一般受付）	令和9年1月18日（月）～令和9年2月5日（金）

- **対象** : ① 低学年児童（1～3年生）
※② 心身に障害を有する児童・日常的な医療行為を要する児童（1～6年生）
- **結果通知**：令和9年2月末ごろ

三次申請期間	令和9年2月27日（土）～令和9年3月3日（水）
--------	--------------------------

- **対象** : ① 低学年児童（1～3年生）
② 心身に障害を有する児童・日常的な医療行為を要する児童（1～6年生）
③ 月12日受入れ ※
④ 高学年（4～6年生） ※
※ ③・④は一部の学童クラブのみ対象です。詳細は20ページをご確認ください。
対象施設は、2月18日（木）に区ホームページでお知らせする予定です。
- **結果通知**：3月下旬ごろ

先着順受付期間	令和9年3月4日（木）～3月17日（水）
---------	----------------------

- **対象** : 三次申請期間と同様です。
- **結果通知**：申請後、2週間程度

先着順受付（通年）	令和9年3月18日（木）以降
-----------	----------------

- **対象** : ①三次申請期間と同様
②保護者のいずれかの状況が「育児休業」の児童
- **結果通知**：申請後、2週間程度
※ 利用希望日の14日前から申請を受け付けます。
※ 4月1日入会とならない場合があります。

2 学童クラブの概要

(1) 学童クラブとは

学童クラブは、保護者の就労などにより主に放課後の時間帯に保育を必要とする児童が、専門の職員の支援のもと、楽しく遊び共に過ごしながらか豊かに育つための事業です。本書内の学童クラブとは、以下の練馬区立学童クラブと練馬区立ねりっこ学童クラブのことを指します。

① 練馬区立学童クラブ

令和9年度は、児童館内（14 クラブ）、地区区民館内（4クラブ）、厚生文化会館内（1クラブ）、その他（7クラブ）の26 か所で運営します。

② 練馬区立ねりっこ学童クラブ

ねりっこ学童クラブとは、「ねりっこクラブ」における学童クラブ事業で、令和9年度は64 小学校内で実施します。事業内容は、練馬区立学童クラブと変わりなく、入会申請についても同様の手続きが必要です。

(2) 施設一覧および受入人数

22 ページをご確認ください。

(3) 開設時間

曜日	学校登校日	学校休業日（夏休み等）
月～金	放課後 ～ 午後6時	午前9時 ～ 午後6時
土	放課後 ～ 午後5時	午前9時 ～ 午後5時

※ 日曜日・祝休日・年末年始（12月29日～翌年1月3日）はお休みです。

区立学童クラブ10 か所、ねりっこ学童クラブでは、延長保育を実施しています。

	区分	通常の時間	朝の延長時間	夕方の延長時間
保育時間	平日	放課後～午後6時	なし	午後6時～午後7時
	土曜日	午前9時～午後5時	午前8時～午前9時	午後5時～午後7時
	学校休業日	午前9時～午後6時	午前8時～午前9時	午後6時～午後7時

※ 小学校の土曜授業日は、朝の延長時間はありません。

※ 学校休業日は、三期休業（春休み・夏休み・冬休み）および学校行事による振替休日等のことです。

※ 延長保育の利用は、月単位となります。ご利用月の前月末日までに届出が必要です。

※ 利用の届出をした月は、実際の利用がなくても延長保育料がかかります。

※ 利用の届出については、入会承認通知書に同封する案内をご確認ください。

※ 午後6時以降の保育を利用する場合は、保護者によるお迎えをお願いします。

(4) 保育料

① 保育料（基本利用料金）

月額5,500円（同一世帯二人目以降の児童は月額4,500円）

- ・ 遠足等行事における交通費、入場料等の実費は個別にかかります。
- ・ 毎月1日に在籍している場合は、その月分の保育料がかかります（入院等の特別な事情で1か月以上欠席する場合でも、保育料はかかります）。
- ・ 保育料の日割り計算は行いません（出席日数が少ない等の理由による減額はありません）。

② 保育料（延長保育料）

延長保育を利用する場合は、基本利用料金に延長保育料が追加になります。

- ・ 朝の延長：月額 500 円（保育時間：土曜日・学校休業日の午前8時～9時）
- ・ 夕方の延長：月額 2,000 円（保育時間：平日・学校休業日の午後6時～7時、土曜日の午後5時～7時）

□ 納付方法

保育料の口座振替にご協力ください。

- ※ 保育料の納付期限は毎月末日です。末日が金融機関休業日の場合は翌営業日です。
- ※ 保育料の滞納がある世帯は、入会指数が減点されます。

□ 免除申請

以下のいずれかにあてはまる場合、保育料の免除申請をし、承認されると保育料が免除されます。なお、免除期間は申請を受け付けた日の属する月から当該年度末までとなり、免除申請は年度ごとに必要です。

- ・ 生活保護受給世帯に該当する場合
- ・ 世帯全員の令和9年度住民税が非課税（所得割および均等割ともに）の場合

3 入会申請の方法

学童クラブへの入会申請は、オンラインまたは窓口でのみ受け付けます。郵送、電子メール、FAXによる申請は受け付けておりません。 あらかじめご了承ください。

以下の場合、子育て支援課または入会を希望する学童クラブの窓口で申請してください。

- ・ 一人の保護者の保育を必要とする状況が「就労＋看護」など、複数の入会要件で申請する場合
- ・ 保育を必要とする保護者の状況が「災害」「その他」の場合
- ・ 父親、母親が両方とも不存在の場合
- ・ 日常的な医療行為を要する児童の場合（詳細は12ページをご覧ください）

(1) 提出書類

① 入会申請書

児童1人につき1通必要です。オンライン申請の場合でも、児童ごとに申請してください。

② 添付書類

保護者の状況により必要な書類が異なります。詳細は24ページ以降をご確認ください。

(2) オンライン申請

スマートフォンやパソコン等から、時間・場所を問わず、申込みが可能です。



① 申請可能日時

曜日	土・日・祝休日を含む全日
時間	終日（24時間） 臨時でメンテナンスをおこなうため、申請できない時間が発生する場合があります。
受付方法	右上の二次元コードもしくは、区ホームページよりアクセス可能です。 ◆練馬区トップページ→子育て・教育→子育て→ 学童クラブ→令和9年度学童クラブ入会申請について

② 利用上の注意点

- 各受付期間締切日の 23 時 59 分までに申請受付したものが有効です。
- 申請には 30 分以上かかります (目安)。時間には余裕をもってお申し込みください。
申込み情報入力中に一定時間操作がない場合、タイムアウトとなり入力情報が失われる場合がありますので、適宜一時保存を行ってください。申請締切時間までに手続きが完了しなかった場合は、次回の受付期間以降の取り扱いとなります (回線の不具合やシステムのメンテナンス等も含まれます)。
- 記入内容や必要書類等に不備がないことを十分に確認してください。
申込みフォームに直接入力いただくほかに、添付書類 (就労証明書等) のアップロードが必要になります。添付書類が開けない、パスワードがかかっている (※)、不明瞭で読み取れない、添付書類が不足している等の場合は、受付できません。
- ※ パスワードがかかっているファイルは、申込みフォーム上で削除されてしまいます。パスワードを外してから添付、または写真・スキャナで撮って添付してください。
- 添付書類のマイナンバーは、付箋などでマスキング (塗りつぶし) してください。

(3) 窓口申請

① 受付時間・場所

曜日	月曜～土曜日	月曜～金曜日
時間	月～金曜日 午前9時30分～午後6時 土曜日 午前9時～午後5時	午前8時30分～午後5時15分
場所	練馬区立学童クラブ 練馬区立ねりっこ学童クラブ 学童クラブ一覧で所在地を ご確認ください (P.22～24)	練馬区子育て支援課 区役所本庁舎 10 階 豊玉北 6-12-1

※ 日曜、祝休日、年末年始 (12 月 29 日～1 月 3 日) を除きます。

② 窓口にお越しになる際の注意点

- 一次申請期間中は窓口が混み合います。
- 学童クラブ保育時間中は受付に時間がかかることがあります。
- 書類内容について、不明点をお伺いすることがあります。保護者の方が必要書類を直接提出してください。

(4) 入会申請時の注意点

① 入会申請が可能な学童クラブ

学童クラブは、児童が学校から歩いて通う施設です。
原則として、小学校に対応した学童クラブで受け入れを行っています。

「国立・私立小学校に通学する方」・「指定校変更の申請 (8 条申請) をされる方」へ

- 住所地や通学経路により申請先学童クラブを検討のうえ、申請してください。
- 学童クラブの入会および待機決定後、入学予定校の変更に伴い申請先の学童クラブを変更する場合は、申請先学童クラブの入会および待機を辞退し、再申請をしてください。(ただし、一次申請期間に申し込まれた方のみ申請先変更期間を設けます。詳細は、一次申請結果通知に同封してお知らせします。)

- ② 複数の学童クラブ（ねりっこ学童クラブを含む）に重複して申請することはできません。

第2・第3希望欄は心身に障害を有する児童に限り記入することができます。

- ③ 書類に不備・不足があった場合の取扱い

不備等があり締切日にすべての書類が整わない場合は、次回の受付期間以降の取り扱いとなります。

一次申請受付に限り、書類に不備・不足がある場合、受付締切日とは別に不足書類提出の締切日を設けています。
二次申請以降は、すべての書類が揃った時点で申請受付となります。

不備・不足書類提出の締切日

令和8年11月24日（火）

- ④ 入会承認または待機決定前に申請を取り下げる場合

当初申請した学童クラブに「学童クラブ入会申請取下届」を提出してください。

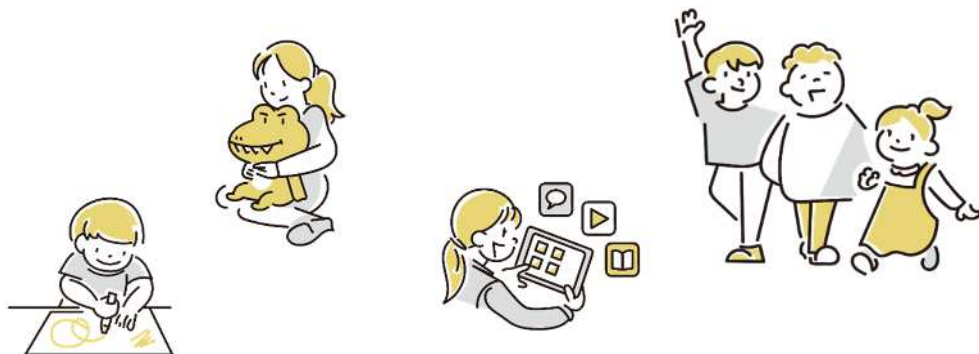
オンライン申請も可能です。

他の学童クラブに再申請する場合は、「学童クラブ入会申請取下届」を「再申請先の学童クラブの入会申請書」とともに提出してください。令和9年3月31日までの再申請に限り、一度提出した証明書等添付資料の提出を省略できます。

放課後はこどもの時間。こどもの声を大切に！

放課後の居場所は、ひろばや児童館など学童クラブ以外にも選べます。

学年が上がったら、お子さん自身の希望も聞いて、放課後の居場所を選んでください。



4 学童クラブに入会申請ができる児童

(1) 対象児童と学童クラブ入会基準



対象児童

区内在住の小学生児童または練馬区立小学校に通学する区外在住の児童で、以下の学童クラブ入会基準に該当する児童。

学童クラブ入会基準

以下の基準に、保護者・児童とも該当すること

保護者	月曜日～土曜日の間の原則月 16 日以上、学童クラブの開設時間内に保育を必要とすると認められる場合※ → 本ページ下部参照
児童	原則として、学童クラブ出席日数が月曜日～土曜日の間で月 16 日以上あり、学童クラブの生活の中で、自分の身の回りのことは自分でできる場合 → P.9 参照

+

心身に障害を有する児童・日常的な医療行為を要する児童は、以下の基準にも該当すること

心身に障害を有する児童	P.10 参照
① 学童クラブの集団生活において、適切な保育および指導が実施できる児童であること ② 原則として、障害の程度が軽度から中度までの児童で、日々学童クラブに通うことができること	
日常的な医療行為を要する児童	P.12 参照
① 学童クラブの集団生活において、適切な保育および指導が実施できる児童であること ② 看護師による医療的ケアまたは児童自身で行う医療行為により、日々学童クラブに通うことができること	

※ 保護者が就労等により、児童が月曜日から金曜日までの午後 3 時から午後 6 時までの間に保育を必要とする場合（併せて土曜日の午前 9 時から午後 5 時までの間に保育を必要とする場合を含む。）

(2) 保護者の状況

① 基本的な考え方

つぎの表に掲げる状況により、月曜日から土曜日の間の原則月 16 日以上、学童クラブの開設時間内に保育を必要とすると認められる場合。（一部の学童クラブでは月 12 日以上を満たす方を対象とした受入れを行います（P.20 参照））保護者が複数（父と母等）の場合は、複数の保護者が共に当てはまる必要があります。

保護者の状況および形態に応じて提出書類が異なります。提出書類のご案内は 24 ページをご確認ください。

保護者の状況		形態
就労 (内定を含む)		雇用されている場合（会社員など）
		会社経営または自営の場合（第三者から就労の証明書がとれない場合を含む。）
就学または技能訓練 (内定を含む)		学校教育法に定める学校等、または職業訓練施設に通っている場合
傷病	入院	傷病により入院中の場合
	自宅内療養	傷病により自宅内での療養が必要な場合（精神性・感染性の病気を含む。）
心身障害		身体障害者手帳4級または愛の手帳4度以上に相当する場合、または精神障害者保健福祉手帳がある場合
看護・付添い		看護対象者の住居や申立者の自宅での看護、病院等における付添いをする必要がある場合
出産		・ 出産の場合 産前産後を通じて16週間（産前8週、産後10週を限度とする） ・ 多胎妊娠の場合 産前産後を通じて24週間（産前16週、産後10週を限度とする） 出産日は産前に含み、産後は出産日の翌日から起算する。
育児休業		育児休業中の場合（なお、以下の条件を両方満たすこと） ① 誕生日の属する月を0か月として生後13か月以下の子を養育していること ② 育児休業に入る直前の雇用形態等が就労要件の入会基準を満たしていること
その他	災害	火災等による家屋の損傷、その他災害復旧にあたっている場合
	その他	明らかに保育を必要とすると認められる場合

② 保育を必要とすると認められる場合に該当する日時

- ・ 月曜日～金曜日 ：午後3時から午後6時まで
- ・ 土曜日 ：午前9時から午後5時まで

就労の場合の勤務時間は、就労証明書に記載される、休憩時間を含む就業規則等で定められた時間です。

勤務時間に、通勤時間を加えた「勤務等時間」が、上記の時間帯にかかる必要があります。日曜日・祝休日は学童クラブ開設日ではないため、保育を必要とする日には数えません。

③ 特にご確認が必要な方

- 申請時に育児休業取得中で、
 - ・ 令和9年4月1日時点で復職予定の方
 - ・ 弟妹の慣れ保育後、令和9年4月30日までに復職予定の方
 令和9年4月1日からの学童クラブ入会を希望し、上記いずれかに該当する方は就労要件での申請となります。
詳細は、別紙「育児休業中に申請をする方へ」をご確認ください。
- 申請時に求職中の方

求職中である場合、入会申請を行うことができません。就労先が決定した場合、就労（内定）要件で入会申請をすることができます。
- 里親委託を受けている世帯

個別に状況を確認いたしますので、窓口またはお電話でご相談ください。

④ 保護者が固定勤務で、勤務曜日が父母で異なる場合

曜日	月	火	水	木	金	土	日
父	休み	勤務	勤務	勤務	勤務	休み	勤務
母	勤務	勤務	休み	勤務	勤務	休み	勤務
保育を 必要とする日	×	○	×	○	○	×	×

この例では、火・木・金曜日を、保育を必要とする日と認めて判定します。

月曜日は母の就労日ですが、父の就労日ではないため、保育を必要とする日とは認めません。また、日曜日は、父母ともに就労日ですが、学童クラブ開設日ではないため、保育を必要とする日には数えません。そのため、保育を必要とする日は週3日となり月16日未満であるため、入会基準を満たしません。

※ 保護者のどちらかが不規則勤務やローテーション勤務の場合は、この判定を行いません。保護者それぞれの保育を必要とする日数が月16日以上あれば入会基準を満たします。

⑤ 夜間就労の勤務終了時刻の考え方について

夜間就労の場合は、勤務終了後（通勤・通学等に要する時間を含む）に、睡眠・休息等をとるものと仮定し、勤務終了時間に8時間を加えた時間を勤務終了時刻とみなします。

(3) 児童の状況

① 基本的な考え方

原則として、学童クラブ出席日数が月曜日から土曜日までの間で月16日以上あり、学童クラブの生活の中で、自分の身の回りのことは自分でできること。

② 出席日数の基本的な考え方

- ・ 「定期的な習い事や塾」等の学童クラブ以外の事業に参加する場合は欠席となります。
- ・ 学校の課外授業や行事、健康上の理由（急な病気や怪我、それに伴う通院）および家庭事情による急用等は出席日として取り扱います。

心身に障害を有する児童が、療育を目的とした放課後等デイサービスを利用する場合

心身に障害を有する児童も、原則として（3）①を満たすことが必要です。

療育を目的とした放課後等デイサービスを利用する場合は、通院などと同様に考え、欠席の扱いとしない運用を基本としています。

ただし、実態として、学童クラブの出席が月8日未満であるなど、ほとんど出席のない状態が複数月にわたり継続している場合には、今後の学童クラブ利用について個別に事情をお伺いする場合があります。

③ 学童クラブにおける投薬等の医療行為について

学童クラブでは、原則として支援員による投薬等の医療行為は行えません。

支援員が服薬の介助をするのではなく、児童が薬を持参し、自分で飲むことはできます。

5 心身に障害を有する児童の入会申請について

(1) 心身に障害を有する児童とは

学童クラブに入会申請できる心身に障害を有する児童（以下、「障害児」とは、「4 学童クラブに入会申請ができる児童（P.7～9）」の基準を満たしており、かつ以下の要件のいずれかに該当する児童です。

- ① 身体障害者手帳、愛の手帳の交付を受けている児童
- ② 特別支援学校、特別支援学級もしくは特別支援教室に入学（利用）予定または在籍（利用）している児童
- ③ 医師、児童相談所等、公的機関の意見等により、①の児童と同等の障害を有していると認められる児童のうち、障害児としての入会を希望する児童

(2) 受入施設および受入枠

① 受入施設

すべての学童クラブ・ねりっこ学童クラブで受入れます。

② 障害児受入枠（受入上限）

受入施設ごとに受入人数が異なります。詳細は、22 ページをご確認ください。

☐ 優先受入枠

各学童クラブで優先受入枠を設定します。

この優先受入枠は、二次申請受付締切まで確保します。

☐ 優先受入枠を超えた受入れ

児童館・地区区民館・厚生文化会館に併設する学童クラブ（以下「児童館等併設学童クラブ」）および貫井学童クラブでは、優先受入枠を超えた障害児の受入れを行います。

☐ 特別なケアが必要なため、環境を整えたくて受け入れる障害児

区が受入可能と判断した場合に限り、受入枠内で各施設1人まで受入れます。

(3) 提出書類

① 入会申請書

児童1人につき1通必要です。オンライン申請の場合でも、児童ごとに申請してください。表面の申請先学童クラブ名は第3希望まで記入できます。**通える範囲の施設を記入**してください。また、裏面「心身に障害のある児童としての申請」欄内の該当する要件に「○」をつけてください。

お子さまが通う小学校以外の学童クラブへ入会することとなった場合で、お子さまのみでの通所が難しいときは、移動支援の利用を検討いただくことになります。

なお、移動支援を利用する際の事業者との契約や支援者の調整については、保護者様にお願いしております。利用方法等についてご不明な点がございましたら、管轄地域ごとお近くの総合福祉事務所へご相談ください。

② 保護者の状況（P.7）に応じた添付書類

必要な書類については、24 ページ以降をご確認ください。

③ 児童の状況について（区様式）

児童の状況を具体的に記入してください。

④ 障害児の状況に応じた添付書類

児童の状況に応じて以下①～④のいずれかを添付してください。

① 身体障害者手帳、愛の手帳の交付を受けている児童

- ・身体障害者手帳（コピー）
- ・愛の手帳（コピー）
- ※ 手帳が未発行の場合は、申請証明書等でも可能な場合がありますので、ご相談ください。
- ※ 上記以外の手帳をお持ちの方はご相談ください。

② 特別支援学級もしくは特別支援教室に入学（利用）予定または在籍（利用）している児童

- ・入級決定通知書（コピー）
- ・利用決定通知書（コピー）

③ 医師、児童相談所等、公的機関の意見等により、(1) ①の児童と同等の障害を有していると認められる児童のうち、障害児としての入会を希望する児童

- ・医師、児童相談所等の、公的機関の練馬区意見書（区様式）、診断書等

例 外

④ 提出できる証明書類が用意できない場合

- ・児童の状況確認に関する同意書（区様式）
- ①～③の提出書類の用意ができましたら、すみやかに区にご提出ください。

※ 医療的ケア児の該当要件がある場合は、12 ページの書類と併せてご提出ください。

(4) 申請受付後の流れ

入会申請受付後 → 入会審査

学童クラブ職員が保育園等を訪問し、お子さんの集団生活の様子を確認させていただく場合があります。事前に保護者の同意を得て行います。また、新規で申請を受付けた場合は、お子さんと一緒に保護者面談を必須で行っています。

外部専門委員を含む「障害児入会検討会議」で、入会の可否を決定します。

※ お子さんの障害等の状況および学童クラブの設備の状況によっては、入会が困難な場合があります。

入会が決定した場合は、入会指数（P.13）の高い順に第1希望施設への入会を承認します。第1希望施設に空きがない場合は第2・第3希望施設で調整し、いずれも空きがない場合は第1希望施設で待機（P.17）となります。

6 日常的な医療行為を要する児童の入会申請について

(1) 日常的な医療行為を要する児童とは

学童クラブに入会申請できる日常的な医療行為を要する児童（以下、「医療的ケア児」とは、「4 学童クラブに入会申請ができる児童（P.7～9）」の基準を満たしており、かつ以下の要件のいずれかに該当する児童です。

① 看護師による医療的ケアが必要な児童

看護師が行うことができる医療的ケアは、主治医指示書に基づく「導尿」「経管栄養」「たん吸引」「血糖値測定やインスリン投与」です。

② 児童自身で医療行為を行う児童

(2) 受入施設および受入枠

① 受入施設

受入施設の詳細は、22 ページ以降でご確認いただけます。

一部の施設では、受入れを実施していません。

② 医療的ケア児受入枠（受入上限）

□ 看護師による医療的ケアが必要な児童

障害児である場合：障害児および医療的ケア児の受入れを実施している施設において、1人まで

障害児でない場合：医療的ケア児の受入れを実施している施設において、2人※まで

※ ただし、上記の看護師による医療的ケアが必要な障害児が入会する施設については
1人まで

□ 児童自身で医療行為を行う児童

障害児である場合：障害児および医療的ケア児の受入れを実施している施設において、障害児の受入上限
まで

障害児でない場合：医療的ケア児の受入れを実施している施設の定員まで

(3) 提出書類

① 入会申請書

児童1人につき1通必要です。裏面の「日常的な医療行為について」欄に記入をお願いします。

② 保護者の状況（P.7参照）に応じた添付書類

必要な書類については、24 ページ以降をご確認ください。

③ 医療的ケア児の該当要件に応じた添付書類

□ 看護師による医療的ケアが必要な児童

・ 医療的ケア実施申請書（区様式）

・ 医療的ケア実施同意書（区様式）

・ 医療的ケア主治医指示書（区様式）→ 注：主治医の押印が必要です。

□ 児童自身で医療行為を行う児童

・ 児童自身で行う医療行為の内容について（区様式）

※ 障害児の該当要件がある場合は、11 ページの書類と併せてご提出ください。

7 入会審査

(1) 入会審査

提出された書類に基づいて、入会基準（P.7参照）を満たしているか審査します。

入会基準を満たす申請については、申請した学童クラブごとに（2）入会の承認の順番で承認順位ごとの受入上限まで入会を承認します。

入会基準を満たす申請の数が受入上限を超えた場合、（3）の入会選考基準に基づき算出された入会指数の高い方から入会を承認します。

(2) 入会の承認の順番

「①心身に障害を有する児童（障害児）→②日常的な医療行為を要する児童（医療的ケア児）→③その他の児童（一般児）」の順番で、それぞれの区分の受入上限まで入会を承認します。

承認順位1 心身に障害を有する児童（障害児） P.10 参照

障害児の受入上限まで入会指数の高い方から入会を承認します。

承認順位2 日常的な医療行為を要する児童（医療的ケア児） P.12 参照

医療的ケア児の受入上限まで入会指数の高い方から入会を承認します。

承認順位3 その他の児童（一般児）

学童クラブの定員から、①心身に障害を有する児童、②日常的な医療行為を要する児童の入会承認者を除いた人数を上限に入会指数の高い方から入会を承認します。

(3) 入会選考基準と入会指数

入会選考基準とは、入会の優先順位を決定する基準です。

入会選考基準に基づき、保護者の状況等に応じた基準指数と、児童や家庭の状況に応じた調整指数を決定し、入会指数を算定します。

基準指数	+	調整指数	=	入会指数
------	---	------	---	------

※ 複数の保護者の「基準指数」が異なる場合は、低い方の指数を適用します。

基準指数は、就労証明書等に記載の内容により、以下の時間および日で判定します。

- **判定対象時間**:月曜日から金曜日の午後3時から午後7時まで、土曜日の午前8時から午後7時までのうち、保護者の勤務等時間数（通勤・通学等に要する時間を含む）
- **判定対象日**:判定対象時間を含んでいる日

① 基準指数

学童クラブ入会基準に定める保護者の状況に応じて設定しています。

保護者の状況	基準		指数
就労 (内定含む)	月 20 日以上		10
	月 16 日以上 20 日未満		9
	内定通知等で就労形態が確認できない場合		6
就学または 技能訓練 (内定含む)	月 20 日以上		9
	月 16 日以上 20 日未満		8
	内定通知等で就学形態が確認できない場合		6
傷病	入院		10
	自宅内療養	精神性疾患または感染性疾患	10
		その他	8
心身障害	身体障害者手帳 1 級・2 級または愛の手帳 1 度・2 度・3 度、精神障害者保健福祉手帳 1 級・2 級・3 級に相当		10
	身体障害者手帳 3 級または愛の手帳 4 度に相当		9
	身体障害者手帳 4 級に相当		8
看護・付添い	月 20 日以上		9
	月 16 日以上 20 日未満		8
出産			6
育児休業			5
不存在	死亡・離婚・離婚前提の別居・未婚等の場合		10
その他	火災等による家屋の損傷、その他災害復旧にあたっている		10
	その他		10～6

※ 就労、就学または技能訓練（いずれも内定含む）、看護・付添いの日数に、日曜日は含みません。

※ 就労で単身赴任家庭の場合、単身赴任者本人については、月 20 日以上で審査します。

② 調整指数

以下の調整項目に該当する場合に適用します。

調整項目		指数
両親不存在家庭・ひとり親家庭		+ 2
単身赴任家庭		+ 1
児童の学年	1 年生	+ 2
	2 年生	+ 1
	4 年生	- 1
	5 年生	- 2
	6 年生	- 3
同居の祖父母（70 歳未満）	1 人につき	- 0.5
医療的ケアが必要な児童		+ 3
保育料の滞納	令和 8 年 9 月までにその世帯の保育料滞納が 3 か月分以上ある場合	- 3
その他、上記に掲げる場合のほか、明らかに調整が必要と認められる場合		+ 3 ～ - 3

(4) 入会指数が同位だった場合の判定方法

入会指数が同点の場合は、判定順位の高い調整要件に該当する申請から入会の承認を行います。

判定順位	調整要件
1	学年の低い児童を優先
2	複数の保護者の基準指数を加算し、算出された指数の高い児童を優先
3	両親不存在>ひとり親>単身赴任 の順で優先（調整指数の加点がある場合に限る）
4-1	複数の保護者のうち基準指数が低い方を、保護者の状況に応じて次の順に優先する。 災害>不存在>心身障害>傷病>就労、就学、看護・付添い>出産>育児休業 (複数の保護者の基準指数が同じ場合、保護者の状況が上記優先順位の低い方である保護者で判定。)
4-2	4-1で就労、就学、看護・付添いに該当する場合 ① 判定対象日の就労等場所が自宅外である日数（以下「自宅外就労日数」という。）が多い順に優先 ② ①が同一日数の場合は就労>就学>看護・付添いの順に優先 (複数の保護者の状況がどちらも就労、就学、看護・付添いのいずれかの場合、自宅外就労日数が少ない保護者で判定) 例 ①：21日（看護・付添い）>20日（就学）>19日（就労） 例 ②：18日（就労）>18日（就学）>18日（看護・付添い）
5	複数の保護者のうち、基準指数の低い方が、身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳を所持している場合を優先
6	判定対象日の日数が多い児童を優先（保護者が複数の場合、日数の少ない保護者による）
7	判定対象時間の合計時間数を判定対象日の日数で割ったものを点数換算（※）し、点数が高い児童を優先（保護者が複数の場合、点数の低い保護者による）
8	判定対象日の自宅外就労日数が多い児童を優先（保護者双方の合算による）
9	判定対象日の日数が多い児童を優先（保護者双方の合算による）
10	判定対象時間の合計時間数を判定対象日の日数で割ったものを点数換算（※）し、点数が高い児童を優先（保護者双方の点数の合算による）
11	判定対象日の勤務等時間（通勤・通学等に要する時間を含む）の合計時間数が多い児童を優先（保護者が複数の場合、合計時間数の少ない保護者による）
12	判定対象日の勤務等時間（通勤・通学等に要する時間を含む）の合計時間数が多い児童を優先（保護者双方の合算による）
13	小学3年生以下のきょうだいが多い児童を優先
14	生年月日が遅い児童を優先
15	その他

※ 点数換算表

判定対象時間	点数	判定対象時間	点数	判定対象時間	点数
4時間以上	4	2時間30分以上 3時間未満	2.5	1時間以上 1時間30分未満	1
3時間30分以上 4時間未満	3.5	2時間以上 2時間30分未満	2	30分以上 1時間未満	0.5
3時間以上 3時間30分未満	3	1時間30分以上 2時間未満	1.5	30分未満	0

8 入会承認となった場合

(1) 入会承認期間

入会承認期間は、年度末（令和 10 年 3 月 31 日まで）を限度として、就労証明書・申立書等の提出書類により、原則として入会基準を満たす状況が確認できる日の属する月の月末までです。

入会申請時に提出した書類等の内容に変更が生じた場合は、速やかに入会している学童クラブまたは子育て支援課へ届け出てください。手続きが行われない場合や、入会基準を満たさなくなった場合は退会となります。なお、入会決定前の場合は、入会承認通知がお手元に届いてからお手続きください。

確認できる保護者の状況	入会承認期間（月末まで）
就労証明書の契約満了日が、令和 10 年（2028 年）3 月 31 日より前のとき	就労証明書で証明された契約期間
就労証明書の契約満了日が、入会申請書提出日から令和 9 年 3 月 31 日以前のとき※	令和 9 年 4 月 30 日 ※ 令和 9 年 3 月 31 日までの申請で、就労証明書に契約の更新の有無「有」と記載がある場合に限る。
就労証明書の就労予定日または復職予定日が申請日から入会予定日までのとき	承認された入会日から 1 か月間
育児休業取得中で、弟妹の慣れ保育を利用して 4 月 30 日までに復職の場合	令和 9 年 5 月 31 日
就学等で、在学証明書等に記載されている在学期間が令和 9 年 3 月 31 日以前のとき※	令和 9 年 4 月 30 日 ※ 令和 9 年 3 月 31 日までの申請で、翌年度も就学予定を判断できる場合に限る。
新規に就学を予定しているとき	承認された入会日から 1 か月間
傷病、看護・付添いのとき	診断書等に記載された入院（療養）等の期間 期間の記載がない場合は診断日から 6 か月間
傷病、看護・付添いで、診断書等に記載された入院（療養）等の期間、または診断日から 6 か月後が令和 9 年 3 月 31 日以前のとき※	令和 9 年 4 月 30 日 ※ 令和 9 年 3 月 31 日までに申請があったものに限る。
出産（産休）のとき	産前産後を通じて 16 週間（産前 8 週、産後 10 週を限度とする）、多胎妊娠の場合は産前産後を通じて 24 週間（産前 16 週、産後 10 週を限度とする）経過した日の属する月 ※ 出産日は産前に含み、産後は出産日の翌日から起算。
育児休業のとき	以下のアまたはイのうち先に迎える日まで ア 育児休業終了日が属する月の末日 イ 育児休業に係る子どもの誕生日の属する月を 0 か月として生後 13 か月の末日
その他	承認された入会日から 1 か月間 上記に掲げる場合の他、区が必要と判断した場合。

(2) 入会承認期間を延長する場合

入会承認期間を延長するためには、以下の書類の提出が必要です。なお、オンライン申請はできません。学童クラブまたは子育て支援課窓口にご提出ください。

- ・ 学童クラブ入会延長申請書兼変更届
- ・ 保育を必要とすることを証明する保護者の状況に応じた添付書類（就労証明書等）

(3) 保育を必要とする理由に変更があった場合

保育を必要とする理由（保護者の状況）に変更があった場合（就労時間帯の変更、退職、求職※、転職、転居、育休取得、家庭状況の変化等）も、状況に合わせて前記（2）の提出が必要です。

※ 就労先を退職後、求職を理由に入会を継続することができます。（同一年度内1回のみ・承認期間1か月。）

(4) 入会承認を辞退する場合

当初申請した学童クラブに「学童クラブ入会辞退（退会）届」を提出してください。オンラインでも申請できます。

他の学童クラブに再申請する場合は、「再申請先の学童クラブの入会申請書」を提出してください。令和9年3月31日までの再申請に限り、一度提出した証明書等添付資料の提出を省略できます。

9 入会待機となった場合

入会待機とは、学童クラブ入会基準を満たす申請が申請した学童クラブの受入上限を超えるため、申請した学童クラブが入会可能となるまでお待ちいただく状況のことです。待機となった方には、「入会待機通知書」を送付します。待機順位が記載されていますのでご確認ください。

(1) 一次申請で入会待機となった場合

近隣で空きがある学童クラブをご案内します。当初入会を申請された学童クラブに入会可能となるまで待機されるか、近隣で通える範囲の学童クラブに申請先変更をされるかご検討ください。

申請先変更受付期間の申請先変更手続きの詳細については、一次申請結果通知に同封してお知らせします。

なお、申請先変更される場合は、一次申請で提出された書類で審査します。要件変更（例：就労 → 傷病 / 一般児 → 障害児）や指数変更（例：ひとり親になったため＋2点）はできません。

(2) 二次申請以降、令和9年3月31日までに入会申請し、入会待機となった場合

待機順位は入会指数が高い方が上位となりますが、二次申請の場合は一次申請待機者の下、三次申請の場合は一次および二次申請待機者の下、先着順申請の場合はさらにその下の順位となります。

当初入会を申請された学童クラブに入会可能となるまで待機されるか、近隣で通える範囲の学童クラブに再申請されるかご検討ください。再申請する場合は、「入会申請した学童クラブの入会辞退（退会）届」と、「新たに希望する学童クラブの入会申請書」を提出してください。令和9年3月31日までの再申請に限り、一度提出した証明書等添付資料の提出を省略できます。

(3) 繰上げにより入会可能になった場合

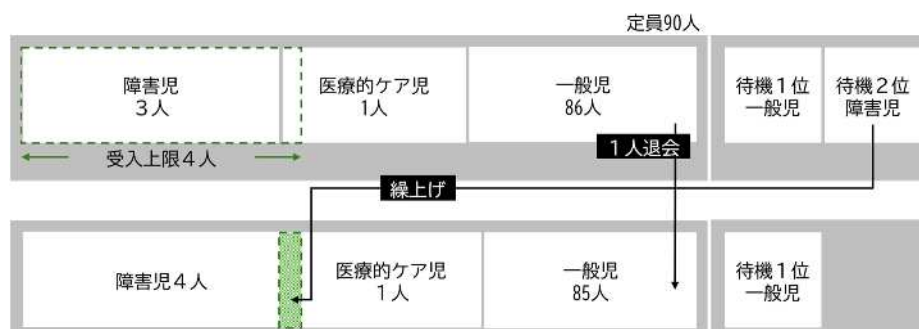
学童クラブから電話でご連絡いたします。

① 繰上げ入会の考え方

学童クラブに欠員が生じた場合は、「①心身に障害のある児童（障害児）→②日常的な医療行為を要する児童（医療的ケア児）→③その他の児童（一般児）」の区分の順番で、待機順位の高い児童から繰上げを行います。（P.13 参照）

なお、区分の受入上限に達している場合は、次の区分の児童が繰り上がります。

< ねりっこ学童クラブ（定員90名の場合）の例 >



② 提出書類

繰上げ入会時点で保育を必要とする状況の確認ができない場合は、「就労証明書」等の再提出が必要です。学童クラブへの入会を希望しない場合には「入会辞退（退会）届」をご提出ください。

(4) 入会待機決定後に申請を辞退する場合

当初申請した学童クラブに「学童クラブ入会辞退（退会）届」を提出してください。
オンライン申請も可能です。

(5) 入会待機となった場合の放課後の居場所について

① 待機となったすべての児童対象

- ☐ 児童館・厚生文化会館（児童室）・地区区民館への一般来館

以下の日時でご利用いただけます。

	児童館・厚生文化会館（児童室）	地区区民館
月～金曜日	午前10時～午後6時	午後1時～午後6時
土曜日	午前9時～午後6時	午前9時～午後5時
三期休業中		午前9時～午後6時

- ☐ 各区立小学校内で実施している「ひろば事業」

学校の授業が終了した後、子どもたちは帰宅せずに学校内のひろば室や校庭で、自主遊びや自主学習、読書等を行うことができます。学童クラブとは異なり、お子さんをお預かりするものではありません。事前登録時に保険料（年額500円）が必要です。

当該小学校に在籍している、または、当該小学校の学童クラブ（またはねりっこプラス）に入会している児童を対象としています。ねりっこクラブ未実施校では、「学校応援団ひろば」を実施しています（実施日が異なります）。

実施日：授業のある日 月曜～土曜の放課後から午後5時

三期休業中（夏休み、冬休み、春休み）の月曜～金曜 午前9時から午後5時

② 待機となった一般児のみ対象 ※障害児・医療的ケア児はご利用いただけません。

- ☐ ねりっこプラス

ねりっこ学童クラブを待機となった場合にご利用いただけます。利用するためには、申請が必要です。詳細は、19ページをご確認ください。

- ☐ 児童館・厚生文化会館・地区区民館での「ランドセル来館」「昼食場所の提供」

利用するためには申請が必要です。詳細は、入会待機通知書と同封してお知らせします。

ねりっこプラスと併せて利用することができます。

・ ランドセル来館

学校登校日の放課後（月～金曜日）にランドセルを持ったまま、児童館等に直接遊びに行くことができます。①のひろば事業に参加した日は、ランドセル来館は利用できません。

・ 昼食場所の提供

三期休業中（夏休み、冬休み、春休み）等に児童館等で持参したお弁当を食べることができます。

10 ねりっこプラスについて

(1) ねりっこプラスとは

「ねりっこプラス」は、ねりっこ学童クラブを入会待機となった児童を対象に、ひろば事業終了後（午後5時以降）のひろば室を活用して、学童クラブに準ずる安全な居場所を提供する事業です。

利用するためには、あらかじめ申請が必要です。申請に関する詳細については「ねりっこ学童クラブ入会待機通知書」に同封してお知らせします。

(2) 事業内容

- ・下校時から午後5時までは、ひろば事業（見守り）への参加です。
 - ※ ひろば室が学校行事等で使用できない場合、ひろばは休止になることがあります。
- ・ねりっこプラス（保育）は、ひろば事業終了後の午後5時からの事業です。
- ・午後5時より前に帰宅する日は、ねりっこプラス欠席の扱いになります。

● ひろば事業終了後に、ひろば室で過ごすことができます。

ひろば事業実施時間中（放課後～午後5時）は、ひろば事業等をご利用ください。ひろば終了時から、ひろば室で学童クラブと同様の保育を行います。児童の出席日数の要件やおやつ提供はありません。

以下の2通りの利用方法があります。利用方法の変更（A登録／B登録）は、年4回（4・7・9・1月）可能です。

□ A登録：放課後（授業のない日は午前9時）、ひろば事業に参加した時点で、出欠確認を行います。

- ・出欠予定は月ごとに提出してください。職員が確認します。
- ・児童は、下校後直接ひろば室に入室します。職員は出欠予定と帰宅時間を確認します。
- ・一度帰宅したり、途中で習い事に行ったりすることはできません。

□ B登録：午後5時の時点で、出欠確認を行います。

- ・出欠予定は月ごとに提出してください。職員が確認します。
- ・児童は午後5時にひろば室で出席確認ができるように入室します。職員は出欠予定と帰宅時間を確認します。
- ・下校後ひろば室で午後5時まで過ごしても、一度帰宅してからひろばに来て構いません（荷物をひろば室に置いたまま習い事に行く等の外出はできません）。

(3) 対象児童と定員

ねりっこ学童クラブに申請し、待機となった児童

- ・各ねりっこプラスには、ひろば室の面積に応じた定員があります（最大45人）。
- ・障害児・医療的ケア児の受入れは行いません。

(4) 実施場所

ねりっこクラブ実施校のひろば室

(5) 実施日時

曜日	学校登校日	学校休業日（三期休業中等）
月～金曜日	午後5時～午後6時	午後5時～午後6時
土曜日	午後5時～午後6時	午前9時～午後6時

※ 午後5時までは、ひろば等をご利用ください。

※ 日曜日・祝休日・年末年始（12月29日～1月3日）はお休みです。

延長保育を実施しています。

	区分	朝の延長時間	夕方の延長時間
保育時間	平日	なし	午後6時～午後7時
	土曜日	午前8時～午前9時	午後5時～午後7時
	学校休業日	午前8時～午前9時	午後6時～午後7時

- ※ 夕方の延長保育をご利用の際は、必ず保護者のお迎えをお願いします。
- ※ 出席人数が少ない場合は、学童クラブ室で同室保育を行う場合があります。

(6) 保育料

月額1,000円

- ・延長保育を利用する場合は、別途延長保育料がかかります。
→ (朝) 月額500円 (夕) 月額2,000円
- ・毎月1日に在籍している場合は、その月の保育料がかかります。
- ・保育料の日割り計算は行いません(出席日数が少ない等の理由による減額はありません)。
- ・保育料が免除になる場合があります。4ページをご確認ください。

(7) わりっこプラスをご利用にならない場合

以下の場合は、わりっこプラスをご利用いただくことができません。

- ・学童クラブに入会できることになった場合
- ・学童クラブの入会待機を辞退する場合

11 「月12日および高学年(4～6年生)」の入会申請について

一定の要件を満たした学童クラブにおいて、保護者の就労等が月12日以上16日未満の低学年(1～3年生)・月16日以上の高学年(4～6年生)の受入れを行います。

(1) 対象の学童クラブ

- ① 二次申請受付終了時点において、受入上限から6人以上空きのある学童クラブ
- ② 高学年の申請は、①に加え、児童館・厚生文化会館・地区区民館内の学童クラブであること

令和9年度の対象施設については、2月18日(木)に区ホームページでお知らせする予定です。

- ※ 入会状況により、令和8年度に対象施設であっても、令和9年度は対象施設とならない場合があります。
- ※ 対象施設になった場合でも、4月に入ってから年度途中での入会も一定数あることから、5人分は月16日以上保育が必要な低学年児童、障害児および医療的ケア児(1～6年生)のために確保いたします。

(2) 入会申請期間・申請方法

三次申請受付以降に申請が可能です。(P.2参照)

- ※ 複数の学童クラブ(わりっこ学童クラブを含む)に重複して申請することはできません。

(3) 提出書類

- ① 入会申請書
児童1人につき1通必要です。オンライン申請の場合でも、児童ごとに申請してください。
- ② 添付書類
保護者の状況により必要な書類が異なります。詳細は24ページ以降をご確認ください。

(4) 入会審査について

提出された書類を基に学童クラブ入会基準を満たすかどうかを確認します。申請者が受入上限数を超えた場合、入会選考基準による審査を行い、入会の承認を行います。審査は、三次申請期間の申請者と高学年・月 12 日の申請者をあわせて行います。

(5) 月 12 日の入会基準と基準指数

保護者の状況	基準	指数
就労（内定を含む）	月 12 日以上 16 日未満	8
	内定通知等で就労形態が確認できない場合	6
就学または技能訓練（内定を含む）	月 12 日以上 16 日未満	7
	内定通知等で就学形態が確認できない場合	6
看護・付添い	月 12 日以上 16 日未満	7
その他	その他	8～6

- ※ 日曜日は学童クラブ開設日ではないため、保育を必要とする日には数えません。
- ※ 就労で単身赴任家庭の場合、単身赴任者本人については、月 20 日以上で審査します。
- ※ 調整指数については、14 ページをご確認ください。

(6) 入会待機となった場合

- ・ 入会可能となった場合、学童クラブから個別にご連絡いたします（月 16 日を要件とする低学年の待機者がいる場合は、待機順位によらずそれらの方を優先します。）
- ・ 空きのある他の学童クラブへ入会を希望する場合は、「入会申請した学童クラブの学童クラブ入会辞退（退会）届」と、「新たに希望する学童クラブの入会申請書」を提出してください。
- ・ 学童クラブを入会待機となった場合の放課後の居場所については 18 ページをご覧ください。

学童クラブ申請前に、お子さんの希望を聞いてください！

高学年は、小学校の授業時間も長くなり、委員会活動などもあるため、放課後の時間が思ったより短くなります。また、行動時間や持ち物等を自ら管理できるようになる学年で、習い事など、忙しい放課後を過ごす子が増えてきます。学童クラブ以外の、小学校内のひろばや、地域の児童館など、自由度の高い放課後の居場所が児童の成長を促します。

ひろば、児童館等への入退館が分かる「ねりまキッズ安心メール[※]」も活用し、お子さん自身の希望も聞いて、放課後の居場所をお選びください。

※ **ねりまキッズ安心メール**

お子さんがどの居場所にいるのか、いつ居場所を出たのかをメールで保護者にお知らせするものです。児童館、厚生文化会館、地区区民館、学童クラブ、ひろば室に設置されているねりまキッズ安心メールの端末にお子さんがカードをかざすと、保護者に場所や入退室時間が分かるメールが送信され、放課後をどこで何時まで過ごしているのかが分かります。

一度登録（初回登録料：1,000 円）すれば、一枚のカードで 18 歳まで、全施設で使えます。



12 練馬区立学童クラブ一覧

令和8年度は、申請数が定員を超えた学童クラブについて、学童クラブの面積等を勘案したうえで、弾力的に受入上限を増やして運営を行っています。令和9年度については入会申請の状況等により、改めて受入上限を判断します（各学童クラブにより受入上限は異なります）。

学童クラブ内の見学を希望される場合は、一度各学童クラブへ直接お電話にてお問い合わせください。

(1) 児童館・厚生文化会館・地区区民館学童クラブ

以下の学童クラブの障害児優先受入枠は3人（第一・第二学童がある場合は、それぞれ3人）です。ただし、人的配置や施設改修等の整備によって児童館・厚生文化会館は15人を目安に、地区区民館は10人を目安に優先受入枠を超えた障害児の受入れを行います。また、医療的ケア児の受入れを実施します。

（在籍数は令和8年4月1日時点）

延長 保育	学童クラブ	所在地	電話番号	定員	在籍数	対応する主な小学校
◎	上石神井児童館	上石神井 1-5-2	03-3929-6943	40	60	上石神井
◎	北町児童館	北町 1-19-17	03-3931-5481	40	37	北町
	北町はるのひ児童館	北町 6-35-7	03-3933-5100	40	45	練馬東・早宮・北町西
	厚生文化会館	練馬 4-2-3	03-3991-3080	40	45	南町
	桜台地区区民館	桜台 3-39-17	03-3993-5462	40	41	開進第二・開進第三
	下石神井地区区民館	下石神井 6-8-15	03-3904-5062	40	10	下石神井
	石神井児童館	石神井町 7-28-21	03-3996-3800	40	26	光和・大泉東
	石神井台児童館	石神井台 2-18-13	03-3995-8267	40	43	上石神井北
	関町児童館	関町南 4-15-7-102	03-3920-1601	40	41	関町
	高松地区区民館	高松 3-24-27	03-3999-7911	40	45	高松
	土支田児童館	土支田 2-32-8	03-3925-4794	40	60	豊溪
	中村児童館(第一・第二)	中村 2-25-3	03-3998-4890	80	120	中村
◎	東大泉児童館(第一・第二)	東大泉 7-20-1	03-3921-8100	80	85	大泉南・大泉第二
	氷川台地区区民館	氷川台 2-16-14	03-3932-2065	40	58	仲町
◎	平和台児童館	平和台 2-18-14	03-3550-8058	40	42	開進第一・仲町・北町・北町西
	南田中児童館	南田中 5-15-25	03-3995-5534	40	38	南田中
	三原台児童館 ※	三原台 2-11-29	03-3924-8796	40	43	泉新・橋戸・北原

※ 三原台児童館は、令和9年1月～令和9年5月（予定）で館内設備の改修工事を予定しています。

改修工事期間中、学童クラブは通常運営をしますが、児童館部分は休館となります。

(2) 単独学童クラブ

以下の学童クラブの障害児優先受入枠は3人です。なお、医療的ケア児の受入れは実施しません。

（在籍数は令和8年4月1日時点）

延長 保育	学童クラブ	所在地	電話番号	定員	在籍数	対応する主な小学校
	栄町	栄町 40-7	03-3994-3314	35	11	小竹・開進第三・みらい青空学園
◎	石神井町	石神井町 8-1-10	03-3995-8424	40	34	光和
◎	豊玉	豊玉南 3-32-11	03-3991-2580	40	40	豊玉・豊玉南・中村
	貫井 ※	貫井 1-9-1	03-3926-7218	40	35	練馬第三
◎	光が丘すみれ	光が丘 5-2-5-104	03-3976-8231	40	33	光が丘四季の香・光が丘春の風
◎	光が丘どんぐり	光が丘 3-8-12	03-3939-8568	40	30	光が丘夏の雲・光が丘秋の陽
◎	谷原あおぞら	谷原 5-6-5	03-3996-9500	40	60	谷原・北原

※ 貫井学童クラブは、定員の半数を目安に、優先受入枠を超えた障害児の受入れを行います。

注 早宮さくら学童クラブは、令和9年3月31日をもって休室します。

13 練馬区立ねりっこ学童クラブ一覧

全てのねりっこ学童クラブで延長保育、医療的ケア児の受入れを実施しています。

運営は民間事業者等に委託しています。学童クラブ内の見学を希望される場合は、一度各学童クラブへ直接お電話にてお問い合わせください。

(在籍数は令和8年4月1日時点)

学童クラブ	所在地	電話番号	利用 定員	障害児優 先受入枠	在籍数	プラス 在籍数
旭町小	旭町 2-29-1	03-3975-5438	90	4	82	0
大泉学園小	大泉学園町 4-7-8	03-3867-3561	90	6	68	0
大泉学園緑小	大泉学園町 5-11-37	03-3922-8662	90	4	86	0
大泉北小	大泉町 4-28-22	03-3925-2690	90	4	90	1
大泉桜学園	大泉学園町 9-2-12	03-3924-8411	80	4	73	0
大泉小	東大泉 4-25-36	03-3921-3639	120	9	120	1
大泉第一小	大泉町 3-16-23	03-3925-2366	65	4	54	0
大泉第二小	南大泉 4-29-11	03-3924-8771	65	4	65	36
大泉第三小	大泉学園町 3-22-2	03-3921-7937	90	6	90	8
大泉第四小	西大泉 1-24-1	03-3922-6911	85	4	85	2
大泉第六小	南大泉 5-25-29	03-3978-0326	88	4	88	1
大泉西小	西大泉 4-25-2	03-3925-8755	90	4	83	0
大泉東小	東大泉 1-22-1	03-3923-9214	180	12	180	34
大泉南小	東大泉 6-28-1	03-3922-1161	85	4	85	34
開進第一小	早宮 2-1-31	03-3931-5482	90	4	90	37
開進第二小	桜台 5-10-5	03-3994-6814	90	6	90	23
開進第三小	桜台 2-18-1	03-3993-2653	90	4	90	38
開進第四小	羽沢 2-33-1	03-3994-3008	135	6	106	0
春日小	春日町 5-12-1	03-3926-7414	90	4	85	0
上石神井小	上石神井 4-10-4	03-3928-4640	90	4	90	24
上石神井北小	石神井台 5-1-10	03-3920-0255	135	9	135	31
北原小	谷原 4-9-1	03-3904-5739	90	4	90	28
北町小	北町 1-14-11	03-3550-8057	90	6	90	14
北町西小	北町 7-3-8	03-3931-5148	90	4	90	34
向山小	向山 2-14-11	03-3926-0958	90	4	90	23
光和小	石神井町 2-16-34	03-3996-3412	90	4	90	2
下石神井小	下石神井 2-20-18	03-3997-5101	90	4	90	39
石神井小	石神井台 1-1-25	03-5393-1909	135	6	135	13
石神井台小	石神井台 8-6-33	03-3929-4926	90	4	90	20
石神井西小	関町北 1-1-5	03-3594-8020	60	6	60	33
石神井東小	南田中 3-9-1	03-3995-6561	90	4	90	2
関町小	関町北 3-23-34	03-3929-0311	90	4	90	22
関町北小	関町北 5-13-40	03-3920-0881	135	6	135	3
泉新小	三原台 3-18-30	03-5387-0775	54	4	54	46
高松小	高松 3-16-1	03-3998-1020	90	4	90	18
田柄小	田柄 2-19-34	03-3975-5436	120	6	117	0
田柄第二小	田柄 1-5-27	03-5997-0023	90	4	90	20
立野小	立野町 17-6	03-3920-2154	90	4	90	20
豊玉小	豊玉中 4-2-20	03-3993-6200	90	4	90	19

(在籍数は令和8年4月1日時点)

学童クラブ	所在地	電話番号	利用 定員	障害児優 先受入枠	在籍数	プラス 在籍数
豊玉第二小	豊玉上 2-16-1	03-3994-6764	90	6	90	0
豊玉東小	豊玉北 1-16-1	03-6914-9188	90	4	90	0
豊玉南小	豊玉南 2-14-1	03-3993-0044	90	4	90	20
仲町小	氷川台 2-18-24	03-3550-9539	90	4	90	23
中村小	中村 2-8-1	03-3577-0530	48	4	48	28
中村西小	中村北 4-17-1	03-3990-2977	90	6	90	5
練馬小	春日町 6-11-36	03-3970-8654	90	4	90	1
練馬第二小	貫井 2-31-13	03-3999-1190	135	6	135	15
練馬第三小	貫井 1-36-15	03-3577-0048	90	6	90	20
練馬東小	春日町 1-30-11	03-3970-0820	90	6	90	20
橋戸小	大泉町 2-11-25	03-3925-8640	60	4	49	0
早宮小	早宮 4-10-17	03-5999-9531	135	6	40	0
光が丘秋の陽小	光が丘 2-1-1	03-3976-6106	65	4	65	9
光が丘四季の香小	高松 5-24-1	03-5998-8088	90	4	90	0
光が丘第八小	光が丘 1-4-1	03-3930-1223	90	6	54	0
光が丘夏の雲小	光が丘 3-6-1	03-5998-1113	90	4	90	0
光が丘春の風小	光が丘 7-3-3-102	03-5997-7171	90	6	90	3
富士見台小	富士見台 4-16-10	03-3999-5355	135	6	135	1
豊溪小	土支田 2-26-28	03-3978-5566	90	4	51	0
南が丘小	南田中 2-13-1	03-3995-7138	90	4	70	0
南田中小	南田中 5-15-37	03-3996-5200	65	6	62	0
南町小	練馬 2-7-5	03-3993-2550	90	4	70	0
みらい青空学園	旭丘 2-40-1	03-3554-2567	90	6	89	0
八坂小	土支田 4-47-15	03-5387-0712	90	4	76	0
谷原小	谷原 2-9-26	03-3904-2605	90	6	90	35

14 入会申請時に必要な各種書類について

必ずご確認ください

● 入会申請書

児童1人につき1通提出してください。
オンライン申請の場合は、直接入力することができます。

● 添付書類

保護者の状況により必要な書類が異なります。



申請書類ダウンロード

- ☐ 令和9年度学童クラブ入会用の様式をご使用ください。会社独自の様式による申請はできません。
- ☐ 複数の学童クラブに重複して申請することはできません。
- ☐ きょうだいで申請する場合、添付書類は一方の児童についてはコピーを添付することができます。
- ☐ すべての書類がそろった時点で受付完了となります。
- ☐ 区ホームページから、入会申請書等のダウンロードが可能です。

1か月の標準的な勤務等表について

就労、就学または技能訓練（いずれも内定を含む）、看護・付添い、育児休業の場合に必ず提出してください。

- 令和9年4月1日以降（申請児童が学童クラブに入会した後）の状況で記載してください。
- 年間を通した「任意の曜日から始まる1か月の標準的な勤務形態」を記載します。特定の月の直近の実績ではありません。1日から31日までの31日間ある月として記入してください。特定の月ではないため、祝日を考慮する必要はありません。
- 通勤時間、弟妹の保育園・幼稚園への送迎、駐輪場等への立ち寄り時間、恒常的な残業（就学の場合は、学校から指定されている課題実施時間等）、短時間勤務の取得等もふまえ、「家を出る時間」「帰宅する時間」を記載します。当該児童・兄弟の送迎、寄り道、買い物等は含めません。
- 自宅内で勤務等の場合は、始業時間・終業時間を記載します。
- 平日は午後3時から午後7時、土曜は午前8時から午後7時に自宅外で就労等をしている場合は「自宅外」に☑チェックします。
- 固定勤務、就学または技能訓練、看護・付添いの場合も提出が必要です。
- 要件が育児休業の方は、育児休業に入る直前の雇用形態等が就労要件の入会基準を満たしているか確認するため、産育休に入る前の状況で記載してください。

1 就労

就労証明書を就労先に無断で作成または内容の改変等を行った場合、有印私文書偽造罪等の罪に問われることがあります。

(1) 雇用されている場合

1	就労証明書	第2号様式（雇用主による証明） （証明日が令和8年10月1日以降で、かつ申請日から3か月以内のもの）
2	1か月の標準的な勤務等表	任意の曜日から始まる <u>1か月の標準的な勤務</u> について記載してください。 ➤ P.25「1か月の標準的な勤務等表について」を参照

① 派遣契約等による就労で、就労証明書の契約満了日が令和9年3月31日以前の場合

令和9年3月31日までは、就労証明書に記載されている契約満了日が「入会申請書提出日から令和9年3月31日までの間の日付」であっても、申請することができます。ただし、就労証明書と同じ内容の雇用が令和9年4月1日以降も継続することが要件となるため、就労証明書の契約更新の有無に「有」の記載が必要です。入会承認期間は1か月です。

② 育児休業から復職予定の場合

令和9年4月1日から入会を希望する場合は、令和9年4月1日時点（慣れ保育を利用する場合は令和9年4月30日まで）で復職していることが入会の条件になります。詳細は別紙「育児休業中に申請をする方へ」を必ずご確認ください。

③ 単身赴任の場合

単身赴任中の保護者の就労証明書も必要です（就労証明書の単身赴任「有」の記載と赴任期間の記載が必要です）。

④ 内定の場合

就労証明書が提出できない場合

1	申立書	第3号様式（自署）
2	内定通知等	採用内定通知、合格通知など、就労が予定されることがわかるもの
3	1か月の標準的な勤務等表	任意の曜日から始まる <u>1か月の標準的な勤務</u> について記載してください。 ➤ P.25「1か月の標準的な勤務等表について」を参照

※ 内定の場合、入会希望日には、就労していることが必要です。

- ・ 内定通知等で就労証明書と同等の内容が確認できる場合：「就労」要件に準じた基準指数
- ・ 内定通知等で就労形態が確認できない場合：基準指数6点
- いずれも入会承認期間は1か月です。

(2) 会社経営または自営の場合

1	就労証明書	第2号様式（自署または業務契約先等による証明） （証明日が令和8年10月1日以降で、かつ申請日から3か月以内のもの）
2	以下の2点が確認できる公的な書類 (1) 事業を実施していること (2) 事業を実施しているのが保護者本人であること	<u>業務契約先等、第三者が発行した就労証明書を提出できる場合は不要。</u> (公的な書類の例) ・ 直近の確定申告書（会社経営等の場合は法人税の確定申告書）のコピー ➤ 「第1表」・「第2表」をご提出ください（法人税の確定申告書の場合は「別表1」）。 ・ 現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書 ➤ 証明日が直近3か月以内のもの ・ 営業許可書のコピー ➤ 申請日時点で許可の効力が期間内のもの ・ 令和8年度特別区民税・都民税納税通知書 ➤ 「営業所得」または「農業所得」が記載されているもの ・ 令和8年度特別区民税・都民税課税証明書 ➤ 「営業所得」または「農業所得」が記載されているもの ※ 公的な書類1点で(1)(2)を確認できない場合は別途添付資料が必要になります。公的な書類がない場合や提出書類が不明な場合はお問い合わせください。
3	1か月の標準的な勤務等表	任意の曜日から始まる <u>1か月の標準的な勤務</u> について記載してください。 ➤ P.25「1か月の標準的な勤務等表について」を参照

● 父母ふたりともその仕事に従事している場合

会社経営者または自営の代表者は、自署した就労証明書に確定申告書等、営業の事実が確認できる書類を添付してください。代表以外の方は、当該代表者が証明する就労証明書を添付してください。1か月の標準的な勤務等表は、ふたりとも必要です。

2 就学または技能訓練

学校教育法に定める学校等または職業訓練施設に通っている場合

1	申立書	第3号様式（自署）
2	在学証明書または学生証	在学期間の記載があるもの ※入学予定の場合は、入学許可書
3	時間割表	新年度の授業のカリキュラム表など （原則、就学先が発行するもの）
4	1か月の標準的な勤務等表	任意の曜日から始まる <u>1か月の標準的な状況</u> について記載してください。 ➤ P.25 「1か月の標準的な勤務等表について」を参照

- (1) **在学証明書などに記載されている在学期間が令和9年3月31日以前の場合**
学生証等の内容により翌年度も就学予定と判断できる場合、就学として審査します。入会承認期間は1か月です。
- (2) **新年度の時間割表が提出できない場合**
入会申請時点での時間割表を提出してください。入会承認期間は1か月です。
- (3) **時間割表等の提出ができず、就学等の形態が確認できない場合**
入学許可書、時間割表（パンフレット等のコピーも可）の提出が無い場合を指します。
上記「申立書」「1か月の標準的な勤務等表」に加え、「合格通知」等就学または技能訓練が予定されていることがわかるものを提出してください。

3 傷病

(1) 入院（傷病により入院中の場合）

1	申立書	第3号様式（自署）
2	診断書	入院期間の記載のあるもの（発行日から3か月以内のもの）

(2) 自宅内療養（傷病により自宅内での療養が必要な場合。精神性・感染症の病気を含む。）

1	申立書	第3号様式（自署）
2	診断書	家庭で保育できない旨と、療養期間の記載のあるもの （発行日から3か月以内のもの）
3	保育できない状況の説明	診断書から、保育できない状況が確認できない場合に必要 傷病により保育できない状況の説明を記載してください。

- ※ 入会承認期間は、診断書に記載された入院・療養等の期間です。
期間の記載がない場合は、診断日から6か月後の月末です。

4 心身障害

身体障害者手帳4級または愛の手帳4度以上に相当する場合、精神障害者保健福祉手帳がある場合

1	申立書	第3号様式（自署）
2	各種手帳のコピー	身体障害者手帳 愛の手帳 精神障害者保健福祉手帳（期間の記載があるもの）
3	保育できない状況の説明	障害により保育できない状況の説明を記載してください。

※ 各種手帳を申請中の場合は、障害者手帳申請書（の控えのコピー）を提出してください。

なお、新規申請ではなく手帳を更新する場合に限り有効です。

5 看護・付添い

看護対象者の住居や申立者の自宅での看護、病院等における付添いをする必要がある場合

1	申立書	第3号様式（自署）
2	診断書等	看護対象者の診断書（発行日から3か月以内のもので、看護の必要性和看護期間の記載があるもの） 介護保険被保険者証のコピー（要介護状態区分、有効期間が確認でき、 被保険者番号を塗り消したもの ）など ※ 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳は、診断書等に該当しません。
3	保育できない状況の説明	看護等により保育できない状況の説明を記載してください。
4	1か月の標準的な勤務等表	任意の曜日から始まる <u>1か月の標準的な状況</u> について記載してください。 ➤ P.25「1か月の標準的な勤務等表について」を参照

6 出産

出産前後に保育を必要とする場合

1	申立書	第3号様式（自署）
2	母子健康手帳のコピー	母の氏名、分娩予定日の記載のあるもの

※ 入会承認期間は産前産後16週間（産前8週、産後10週を限度とする）、多児妊娠の場合は産前産後を通じて24週間（産前16週、産後10週を限度とする）内で、希望する期間の月末までです。

※ 出産日は産前に含み、産後は出産日の翌日から起算します。

7 育児休業（令和9年3月18日以降申請可能）

育児休業中に保育を必要とする場合

※ 申請時点で育児休業中でも、令和9年4月30日までに復職予定の方は25ページの「1 就労」での申請となります。
（別紙「育児休業中に申請をする方へ」参照）

1	就労証明書	第2号様式（証明日から3か月以内のもので、産育休に入る前の雇用形態等が就労要件の入会基準を満たしていること。育休取得欄に記載されているもの）
2	（会社経営または自営の場合） 証明書類	➤ P.26(2)の2を参照
3	1か月の標準的な勤務等表	任意の曜日から始まる（産育休取得前の）1か月の標準的な勤務について記載してください。 ➤ P.25「1か月の標準的な勤務等表について」を参照
4	母子健康手帳のコピー	保護者の氏名、出生日の記載のあるもの

8 その他

（1） 災害（火災等による家屋の損傷、その他災害復旧にあたっている場合）

1	申立書	第3号様式（自署）※「その他」の項目に記入してください。
2	罹災証明書のコピー等	罹災されたことを証明する書類を何もお持ちでない場合は、子育て支援課学童入会係までご相談ください。
3	保育できない状況の説明	罹災等により保育できない状況の説明を記載してください。

（2） その他（明らかに保育を必要とすると認められる場合）

1	申立書	第3号様式（自署）※「その他」の項目に記入してください。
2	公的機関の証明	保育できない状況が確認できるもの
3	保育できない状況の説明	保育できない状況の説明を記載してください。

9 こんな場合には

（1） ひとり親として申請する場合

ひとり親とは、父または母のいずれかが「該当者なし」であって、別居かつ別生計の世帯の場合を指します。

- ・ 入会申請書の父または母の状況欄は「該当者なし」を選択してください。
- ・ 公的機関の証明書の提出があれば、調整指数（ひとり親家庭＋2点）の加点があります。
- ・ 公的機関の証明書の提出があっても同居している場合、加点はありません。

① 死別・離婚した方・未婚の方

公的機関の証明	つぎのうちいずれか1点の書類コピーの提出が必要です。 ・ 親の戸籍謄本（申請日の前月1日以降に証明されたもの） ・ 児童扶養手当証書（申請日に有効期間内のもの） ・ ひとり親医療証（マル親医療証） 等 ※ 保護者の氏名の記載があるものをご提出ください。
---------	--

② 離婚調停中の方・離婚裁判中の方

公的機関の証明	離婚調停、離婚裁判関係書類のコピー
---------	-------------------

③ 弁護士と契約のうえ、離婚協議中の方

公的機関の証明	弁護士が発行した離婚協議中であることを証明する書類のコピー
---------	-------------------------------

離婚した方、未婚の方または離婚調停中等の方以外にも、ひとり親として認定される場合がありますので、詳細は子育て支援課学童入会係へお問い合わせください（単身赴任は除きます）。

④ 公的機関の証明書類が提出できない場合

保育できない状況の説明	児童の保育ができない保護者について、状況の説明を記載してください。
-------------	-----------------------------------

※ この場合、調整指数の加点はありません。

(2) 両親不存在の場合

- ・ 入会申請書の父母の状況欄は「該当者なし」に○印をつけてください。
- ・ 公的機関の証明書の提出があれば、調整指数（両親不存在＋2点）の加点があります。
- ・ 公的機関の証明書については、P.29「(1) ひとり親として申請する場合」を参照してください。
- ・ その他、特別な状況の場合は、子育て支援課学童入会係までお問い合わせください。

(3) 事実婚・内縁・結婚予定で同居の場合

保護者だけでなく、相手の方も保育を必要とすることを証明する添付書類が必要です。

(4) 祖父母と同居している場合

同居とは、リビングを共用しているなど、屋外に出ずとも交流ができる状況を指します。祖父母1人につき、－0.5の調整指数が適用されます。ただし、以下2点のいずれかに該当し、必要書類を提出した場合は、調整指数の減点は適用されません。

① 令和9年4月1日現在、年齢が70歳以上の場合→生年月日が昭和32年4月1日以前の方

年齢が確認できる書類（健康保険証、介護保険証、個人番号カード等）のコピーを提出してください。

「被保険者等記号・番号等」は塗り消してください。マイナンバーカードの場合は、マイナンバーが記載されていない表面のコピーのみご提出ください。

② 令和9年4月1日現在、70歳未満の場合 →生年月日が昭和32年4月2日以降の方

就労・傷病等の理由により、放課後に児童の保育ができない場合には、父母と同様に就労証明書等の保育を必要とすることを証明する書類を提出してください。

(5) 入会希望日までに転居の予定がある場合

① 練馬区外から練馬区に転入予定の場合

練馬区内への転入と住所を確認できる「住宅賃貸借契約書」または「住宅売買契約書」等のコピーを提出してください。なお、金額等については塗り消して構いません。

② 練馬区内での転居の場合

転居に関する添付書類は不要です。

(6) 就労等をしているが、身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳を所持している場合

申請者数が申請先学童クラブの受入上限を超え、指数同位判定（P.15）が必要になった場合、各手帳の提出があると有利になる場合があります。就労証明書、1か月の標準的な勤務等表に加え、各手帳のコピーをご提出ください。（提出が無くても申請できますが、指数同位判定で考慮されません。）